

岷江入楚の肩付

小 高 道 子

岷江入楚は先行注釈書を引用する際、肩付に注釈書の略称を付す。

そして略称と引用書名について岷江入楚の巻頭に記している。小川陽子氏は『岷江入楚』の実態と、先述したとおり「箋」の引用に関する料簡の説明と実質とが齟齬していること」を理由の一つとして、

「序抜の記された慶長三年の時点で『岷江入楚』全巻が通勝の理想とする形に仕上がっていたとは考えにくいというのが正直なところである。何らかの外的要因により、自分たちの注釈書を持つておく、そしてそれを喧伝する、という必要に迫られ、序抜を付して一応の形を整えたと見るほうが自然ではないだろうか。」とされた。⁽¹⁾ 肩付の記述と、岷江入楚の実態は、小川氏がいうように「齟齬」があるのだろうか。本稿では小川氏が「齟齬している」とする「箋」と「或抄御説」について、岷江入楚の肩付注記を検討したい。なお、煩を避くため、書名に付す『』を省略する。

一 小川氏が指摘する「齟齬」について

小川氏は「箋」について、「齟齬している」ことを次のように指摘している。

先行研究でも指摘されているとおり、『岷江入楚』の料簡を読む限り、実枝の注釈書そのものとしての「箋」は、明石巻までしか用いられていないはずである。通勝の聞書としての「箋」も、若菜下巻以降に用いたと記されている。初音の使用は明記されていない。

実はこの問題は初音に限ったものでなく、「箋」に関する料簡の説明と注の実態とが合っていないことが伊井氏によって指摘されている。

(伊井氏説略)

さらに言えば、「箋」を使用したと明記する巻の中でも、「箋」の

肩付きは、葵・賢木・花散里に皆無、須磨に一例のみ、そして明石六一八項目のうち四七項目までにのみ、存するのが実状である。最重要資料である「箋」の使用に複雑な事情があったらしいこと、その使用の実態を正確に記述しないままに料簡が置かれていたことを、押さえておきたい。

小川氏は『岷江入楚』の料簡を読む限り、実枝の注釈書そのものとしての「箋」は、明石巻までしか用いられていないはずである。「初音の使用は明記されていない」「さらに言えば、「箋」を使用したと明記する巻の中でも、「箋」の肩付きは、葵・賢木・花散里に皆無、須磨に一例のみ、そして明石六一八項目のうち四七項目までにのみ、存するのが実状である。」事を根拠にして、「齟齬している」とされた。岷江入楚における「箋」の使用については小川氏が整理されたが、それでは、岷江入楚の肩付のあり方は、どの様に記されているのだろうか。まず、岷江入楚の肩付について記した部分を再検討してみよう。⁽²⁾

此抄引処ノ肩付

(略)

秘 三西家ノ抄 称名院ノ義也

箋 三光院ノ義 此内或ハ彼抄出ノ処アリ 或ハ予聞書ノ処アリ

然而若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了 桐壺ヨリ明石マ

テハ彼抄ノ分ヲ箋ト書 予聞書ヲ箋聞ト書之

或抄 此抄一本アリ 此内御説トアルハ称名院ノ義也

これを見る限り、「箋」のうち注釈書である「彼抄出ノ処」について記しているのは「此内或ハ彼抄出ノ処アリ」とする部分のみである。小川氏がいう「実枝の注釈書そのものとしての「箋」は、明石巻までしか用いられていないはずである」「初音の使用は明記されていない」とする根拠となる記述は見出せない。同様に「箋」を使用したと明記する巻の名も、「明記されている」箇所も不明である。岷江入楚に「此内或ハ彼抄出ノ処アリ」とのみ記されていて、具体的な巻名がない以上、実状と「齟齬している」あるいは「その使用の実態を正確に記述しないままに料簡が置かれている」と判断することは出来ないであろう。

或抄についても同様である。岷江入楚には、「或抄 此抄一本アリ 此内御説トアルハ称名院ノ義也」と記されている。ここで言われているのは「或抄」とする「一本」があることと、そのうち「御説」とあるのは「称名院」すなわち公条説であることのみである。小川氏は「料簡で採用が明記されていた「或抄」すなわち「長珊聞書」の引用は、藤裏葉までに限られる」とされるが、岷江入楚の記述は、「或抄」が一項目でも引用されていれば、「齟齬している」とは言えないであろう。

二 「抄出」と「聞書」

小川氏は「実はこの問題は初音に限ったものでなく、「箋」に関する料簡の説明と注の実態とが合っていないことが伊井氏によって指摘

されている」と記している。小川氏が「齟齬している」とされた岷江入楚の肩付についての解釈は、伊井氏の次の記述を踏襲したものであろう。

桐壺巻より明石巻までは実枝の箋(山下水)、聞書ノートのいずれもがあり、それぞれ「箋」「箋聞」と書いた。けれども若菜下より宇治十帖は師実枝の箋(山下水)が手に入らず、通勝自ら作成した聞書ノートのみであったので、それを「箋」としたというのである。

〈料簡〉では明石巻までとしか言っていないにもかかわらず、胡蝶巻以下最終の巻までほとんど注記が採用されている。これは通勝が作業を開始した段階では事実そうだったのであろうが、途中に待望の「箋」を入手することができ、早速全面的に師の説を吸収した結果と思われる。

聞書と注釈書の、どちらを優先するかで、岷江入楚の注記の解釈は分かれるであろう。ここで、岷江入楚の自序を見てみよう。岷江入楚は細川幽斎に勧められて注釈書をまとめることについて、次のように記している。

ちかくは逍遙禪府奥旨をつたへられしより称名三光の二院うけつきてみなその流をくますといふものなし 抑兵部侍郎藤孝は壮年より文を左にし武を右にする志を専にしてつゝに(中略)もとよりのころさしをとけざるにたり。彼老人敷島のみちをつたへ

て筑波の跡をたつぬるおもひふかきゆへに此物語をもてあそふ心もねんころ也 しかるにあまたの抄出をたつさふることそのわつらひあれは古来の註釈を一覧のためにしあつむへきくはたてありといへともつゝにそのいとまをうるることなし こゝに与謝の海のあまのしわざもなすことなくていたつらに月日を、くる客ありかの心さしの趣をはたしとくへきよししきりにゆつり命せらるしかあれとおろかなる心まよひやすくてみしかき筆にあらはしかたからんことをかへりみるといへとも三光院内府講読のおりくむしろの末につらなりて耳にふれたるかたはしをかきつけつ、残りともまれるをたにくたしはてんも念なきこ、ちしつ、余習にひかれてなましいにおろくは是を註す(中略)其うへみつからの聞をけることをかきくはふるのみにあらず剩今案の臆脱さへしるしつけたることまことにそのおそれありといへとも(以下略)

当時の源氏学は「逍遙禪府」三条西実隆が奥旨を伝えられてから、「称名三光の二院」すなわち称名院(三条西公条)と三光院(三条西実枝)が受け継いで、「みなその流をくますといふものなし」皆、その流れを汲むものであったという。そうした中、細川幽斎の「古来の註釈を一覧のためにしあつむへきくはたて」を果たすように「しきりに」命じられた。「しかあれとおろかなる心まよひやすくてみしかき筆にあらはしかたからんことをかへりみるといへとも三光院内府講読のおりくむしろの末につらなりて耳にふれたるかたはしをかきつけ

つ、残りど、まれるをた、にくたしはてんも念なきこ、ちしつ、余習にひかれてなましいにおろく是を註す」という。至らない自分には難しいと考えたにもかかわらず筆を執つたのは、三光院内府（三条西実枝）の「講読のおりく」に「むしろの末につらなりて耳にふれたるかたはしをかきつけつ、残りど、まれる」聞書をただ朽たしてしまふのも残念な心地がしたためであると記している。三条西家の注釈書を収集する事によって記したのではなく、実枝の講釈を聴いたことを記し留めるために記したという。

このように実枝の講釈を聴いたことを「くたしはて」ないために記した注釈書であるから、肩付の説明においても聞書の注記を詳しく記したのであろう。すると、小川氏が指摘する「最重要資料である「箋」の使用に複雑な事情があったらしいこと、その使用の実態を正確に記述しないままに料簡が置かれていることを、押さえておきたい」とする具体的な実例は見出せなくなる。そしてさらに、「序抜の記された慶長三年の時点で『岷江入楚』全巻が通勝の理想とする形に仕上がっていたとは考えにくいというのが正直なところである。何らかの外的要因により、自分たちの注釈書を持つておく、そしてそれを喧伝する、という必要に迫られ、序抜を付して一応の形を整えたと見るほうが自然ではないだろうか。」とする根拠に、肩付の注記が「齟齬している」ことを挙げることは出来ないであろう。

三 箋と箋聞

それでは、肩付についての注記は、岷江入楚の肩付と一致するのだろうか。次に、一致しない例をいくつか検討しておきたい。

1 花宴巻

116 よにしらぬ心こそすれ有明の月の行衛を空にまかへて

箋曰明はて、よりは有明の月の行衛はいつくともしられざる也

まかへてとは行衛をうしなひたる心也 世にしらぬは忙然と是非

をわきまへぬ心也 面は月をしたふ義也 下の心は朧月夜誰とも

しらす其人ともわかぬはたとへは有明の月の行衛なきかことく也

此世にしらぬはかならずしも世の字の心にては有るまじきやうに

申されし よに逢坂の関はゆるさしの哥のたくひにそ申されし

「箋曰」とあるが、後半部分の「申されし」と記された部分は、実枝

の講釈の聞書と推定される。花宴巻は明石巻より前であるから、肩付についての記述に従えば、「箋聞」となるはずである。

2 若菜下巻以下の「箋聞」

肩付について「然而若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了」とある記述に従えば、若菜下巻以下の実枝の聞書は「箋」と記されるはずである。しかしながら、小川氏が作成された表で明らかとなり、若

業下巻以下にも「箋聞」とする注記は見られる。こうした食い違いは、どうして起きたのであろうか。ここで想起されるのが、須磨巻「430よろづにおもふ給へみたる、世のありさまよろづに」の注釈である。既に検討した通り、この注記とその後の注記とを検討する事により、通勝は、実枝の講釈の後、時間をおかずに聞書を整理して岷江入楚を作成していたことがわかる。ここで検討した項目がいずれも実枝の講釈を記した聞書の肩付であることから、こうした注釈は岷江入楚の凡例とも言うべき「此抄引処ノ肩付」が記される前に書かれていたのではないだろうか。「此抄引処ノ肩付」を記した後で先行注釈書をせいりしたのであれば、その肩付の表記は「此抄引処ノ肩付」にあわせて記されたと推定できる。実枝は天正7年1月（一五七九年）に没しているから、実枝の講釈を聴いたのは、それ以前でなければならぬ。すると、慶長3年（一五九八）年の自序よりも、その十年前よりも、前のことになる。小川氏は「齟齬している」ことが、「序抜の記された慶長三年の時点で『岷江入楚』全巻が通勝の理想とする形に仕上がっていたとは考えにくいというのが正直なところである。」とされたが、ここに見られる齟齬は、序に記すよりもかなり早い時期に、実枝の講釈を聞き終った部分は完成していた根拠と言えよう。

四 「私」と「肩付無之分」

岷江入楚には、「私」として記す注記と、肩付のない注記がある。⁴これについて通勝は次のように記している。

此内私ト書之者予今案之義也 又諸抄二不注之処ニ肩付無之分ハ予カ註加也 諸抄ニ相違有テ其外ニ今案ヲ註付ル分ヲ私ト註之（此抄引処ノ肩付）
其うへみつかからの聞をけることをかきくはふるのみにあらず剰今案の臆脱さへしるしつけたることまことにそのおそれありといへとも（自序）

これらの注記をそのまま解釈すると、これらは通勝自身の注記といふことになる。しかしながら、明星抄に「箋曰」として注記された岷江入楚の「秘」とは異なる注記が「私」として記されている。また、源氏物語三ヶ大事の一つである「やうめいの介なる」（夕顔94）については「源氏物語三ヶ大事の一也」とする注記に肩付が記されていない。これは、「又諸抄二不注之処ニ肩付無之分ハ予カ註加也」とする記述から、諸抄には注記が見られない所に、通勝自身が加えた注とされる。だが、三ヶの大事について、通勝自身が新たに注記を加えたとは想定しがたい。通勝自身の説ではないものについても、「私」として記したと推測される。

こうした例は、花宴巻にも見られる。次の注記に見られるように、通勝自身の説ではないものについても、「私」として記している。

○149外の散りなむとやをしへられたりけん

秘 面白き書様也 古今の本哥に後そさかましとをしへたるをもて書たる詞也 花鳥にみえたり 弄同

私云 此取やう尤絶「妙の事とそ 心を付へし」（異同有り）

○187 ことうれしき物から

私云 うれしき物はかるくしきか正説也 花に五六分明ならぬと
弄ノ義ニいよく物思ひのますと云は異説也 然ともいつれも面白
しと心得へし

箋秘凡源氏物語の中にも此卷すくれたると也 六百番判にも紫式
部は哥よみの程よりも物かく筆は殊勝の上花の宴の巻はことに艶
なる物也云々

また、「やうめいの介なる」については「源氏物語三ヶ大事の一也」とする注記に肩付が記されていない。これは、「又諸抄ニ不注之処ニ肩付無之分ハ予カ註加也」（此抄引処ノ肩付）とする記述からは、諸抄には注記が見られない所に、通勝自身が加えた注とされる。いづれも、通勝自身の注記というよりはむしろ、記すことを許されない秘説を「私」と肩付して、あるいは肩付を記さずに書留めたと解釈できる。岷江入楚における「私」については、さらに検討を加える必要があるといえよう。このように検討すると、岷江入楚の肩付が「齟齬している」ことは、必ずしも岷江入楚の成立時期を特定する根拠になるとはいえない。岷江入楚の「私」については、稿を改めて検討したい。

注

- (1) 「岷江入楚」―諸説集成の思想―（『中世の学芸と古典注釈』平23 竹林舎）、「岷江入楚」と先行注釈」（『中古文学』97 平28・6）
- (2) 岷江入楚の引用は源氏物語古註釈叢刊により、源氏物語古註集成の通し番号を付した。
- (3) 『源氏物語註釈史の研究』（昭55 桜楓社）
- (4) こうした注記については「岷江入楚の「私」説」、「岷江入楚の「肩付無之分」」（いづれも『中京大学国際教養学部論叢』平28・3）において検討を加えた。